

●香川県告示第68号

昭和50年香川県告示第501号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正し、平成19年2月27日から施行する。

平成19年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>法第104条第2号に掲げる漁業</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="174 443 461 632">2号福田区域（内海町漁業協同組合の地区のうち、<u>小豆島町当浜及び福田の地区</u>）</td><td data-bbox="461 443 1084 632">1～2 略</td></tr></table>	2号福田区域（内海町漁業協同組合の地区のうち、 <u>小豆島町当浜及び福田の地区</u> ）	1～2 略	<p>法第104条第2号に掲げる漁業</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1169 443 1456 632">2号福田区域（内海町漁業協同組合の地区のうち、<u>内海町当浜及び福田の地区</u>）</td><td data-bbox="1456 443 2078 632">1～2 略</td></tr></table>	2号福田区域（内海町漁業協同組合の地区のうち、 <u>内海町当浜及び福田の地区</u> ）	1～2 略
2号福田区域（内海町漁業協同組合の地区のうち、 <u>小豆島町当浜及び福田の地区</u> ）	1～2 略				
2号福田区域（内海町漁業協同組合の地区のうち、 <u>内海町当浜及び福田の地区</u> ）	1～2 略				